

第 6 0 回 定 時 株 主 総 会
そ の 他 の 電 子 提 供 措 置 事 項
(交 付 書 面 省 略 事 項)

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表
(2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日)

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社三共)

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令および定
款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆さまに
対して交付する書面から省略しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 3社

連結子会社は、株式会社三共エクセル、株式会社ビスティ、株式会社ジェイビーであります。

② 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社は、株式会社三共プランニングであります。

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数 0社

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称及び持分法を適用しない理由

主要な会社等の名称は、株式会社三共プランニングであります。

持分法非適用会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ii 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料

主として総平均法

仕掛品・貯蔵品

個別原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

i 有形固定資産

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

ii 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

i 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

ii 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

iii 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

iv 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

i 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

ii 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含まれておりません。

イ. 製品・商品に係る収益

製品・商品の販売に係る収益については、主にパチンコ機・パチスロ機の販売が含まれ、検収時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、連結子会社である株式会社ビスティが販売するパチスロ機については、フィールズ株式会社との遊技機販売取引基本契約に基づき、引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、リユース機の販売については、顧客からの下取り機の回収の費用を売上高から控除し、純額で収益を認識しております。

その他、一部返品権付きのパチンコ機・パチスロ機については、過去の返品実績等から算定した見積り金額を収益から控除しております。

ロ. 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主にパーラーの補給設備等の設置・改装工事の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（原価比例法）によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハ. ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入については、当社グループが保有するパチンコ機・パチスロ機の特許権等の対価をパテントプールにより得ており、有効権利評価委員会の評価に基づき、会員及び第三者が販売したパチンコ機・パチスロ機の数量報告から算出し、その発生時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 7,740百万円

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i 算出方法

当社グループは、会計基準に従い、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

ii 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性につきましては、将来の合理的な見積可能期間における業績予測に基づく課税所得の見積額を限度として、当該期間における一時差異等のスケジューリングの結果に基づき判断しております。

また、業績予測の主要な仮定は販売台数及び販売単価であります。販売台数予測につきましては、当社グループにおける想定市場シェア率を考慮して作成しております。

次期（2026年3月期）の市場環境につきましては、パチンコ市場においては、スマートパチンコ機の普及が進むことが見込まれるものの、稼働状況は依然として厳しい状況が継続すると予想されるため、販売市場は横ばいで推移すると見込んでおります。また、パチスロ市場においても、稼働状況は概ね堅調に推移しておりますが、スマートパチスロ機の普及により入替需要が一巡することが想定されるため、販売市場は横ばいで推移すると見込んでおります。

なお、パチンコ機・パチスロ機ともに、新たなゲーム性を有した商品の登場が決定しており、これらゲーム性の拡充により需要が喚起され、販売台数に影響を与える可能性も想定されます。

このような状況の中、当社グループでは、パチンコ機・パチスロ機関連事業において、引き続きスマート遊技機の開発を推進するとともに、新たなゲーム性を有した商品開発にも積極的に取り組み、パチンコ市場においては、継続してトップシェアの獲得に邁進し、パチスロ市場においても、トップグループの一角としての地位を確固たるものにすべく、両事業において機種ラインナップの充実を見込んでおります。

iii 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に業績予測に基づく課税所得を見積もっておりますが、業績予測に係る判断は将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があり繰延税金資産の回収可能性を見込めない場合には、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,558百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 260,000,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	11,034	50	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	8,837	40	2024年9月30日	2024年12月2日
計		19,872			

(注1) 2024年6月27日定時株主総会による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金67百万円が含まれております。

(注2) 2024年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金52百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,255	60	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年6月27日定時株主総会による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金79百万円が含まれております。

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,853,500株

(注) 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形、売掛金並びに電子記録債権には、顧客の信用リスクが存在しております。当該リスクに関しては債権管理規程に従い、与信管理を行うとともに取引先ごとの財政状態を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクが存在しておりますが、すべての有価証券及び投資有価証券について定期的に時価の把握を行っております。なお、その他有価証券については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券については一時的な余資運用の債券であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は一年以内の支払期日があります。また、これらの営業債務など流動負債は、その決済時において流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、各社が毎月資金計画を策定し、そのリスクを回避しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形	5,662		
貸倒引当金(注2)	△2		
	5,660	5,629	△31
(2) 電子記録債権	6,400		
貸倒引当金(注2)	△2		
	6,397	6,371	△26
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	59,985	59,980	△5
其他有価証券	5,081	5,081	—
資 産 計	77,125	77,062	△63

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 「受取手形」及び「電子記録債権」については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	268

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,081	—	—	5,081
資 産 計	5,081	—	—	5,081

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	5,629	—	5,629
電子記録債権	—	6,371	—	6,371
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
短期社債	—	19,980	—	19,980
合同運用指定金銭信託	—	40,000	—	40,000
資 産 計	—	71,980	—	71,980

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期社債及び合同運用指定金銭信託は取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形及び電子記録債権

受取手形及び電子記録債権の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計		
一時点で移転される財	107,725	63,462	20,161	191,349	230	191,579
一定の期間にわたり 移転される財	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から 生じる収益	107,725	63,462	20,161	191,349	230	191,579
その他の収益	—	—	—	—	242	242
外部顧客への売上高	107,725	63,462	20,161	191,349	472	191,821

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ii 収益及び費用の計上基準」に記載の内容と同一であります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び特許権の使用量に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,290.54円
1株当たり当期純利益	245.93円

(注) 当社は、役員向け株式給付信託を導入しており、これに伴い役員向け株式給付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

なお、当連結会計年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,320,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,327,397株であります。

11. 追加情報

(1) 役員向け株式給付信託

当社は、2023年6月29日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）、執行役員（国内非居住者を除く。）及び当社子会社（以下、「子会社」という。）の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しておりましたが、2024年6月27日開催の第59回定時株主総会において定款の変更が決議されたことによる監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象者を当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）、執行役員（国内非居住者を除く。）及び子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、併せて「当社等の取締役等」という。）に変更するとともに、本制度における報酬等の額及び内容等を改めて設定しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

① 取引の概要

本制度は、当社等の取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する役員向け株式給付信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社及び子会社の取締役会で定める株式給付規程に基づいて、当社等の取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、本信託を通じて、当社等の取締役等に給付する株式報酬制度であります。

なお、当社等の取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の取締役等の退任時としております。

② 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は1,515百万円、株式数は1,320,000株であります。

(2) 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
群馬県桐生市	処分予定資産	建物及び構築物 土地	13百万円 100百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業ごとに、処分予定資産については個別物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

境野寮(群馬県桐生市)の資産については、当連結会計年度において売却の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却予定価額を基に算定しております。

また、当該資産については、第3四半期連結会計期間において売却が完了しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を目的とした自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 30,000,000株（上限） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 60,000百万円（上限） |
| ④ 取得期間 | 2025年5月13日～2026年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料

総平均法

仕掛品・貯蔵品

個別原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個々の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含まれておりません。

① 製品・商品に係る収益

製品・商品の販売に係る収益については、主にパチンコ機・パチスロ機の販売が含まれ、検収時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、リユース機の販売については、顧客からの下取り機の回収の費用を売上高から控除し、純額で収益を認識しております。

その他、一部返品権付きのパチンコ機・パチスロ機については、過去の返品実績等から算定した見積り金額を収益から控除しております。

② 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主にパーラーの補給設備等の設置・改装工事の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（原価比例法）によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入については、当社が保有するパチンコ機・パチスロ機の特許権等の対価をパテントプールにより得ており、有効権利評価委員会の評価に基づき、会員及び第三者が販売したパチンコ機・パチスロ機の数報告から算出し、その発生時点で収益を認識しております。

④ 開発契約に係る収益

開発契約に係る収益については、パチンコ機・パチスロ機開発の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（原価比例法）によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した費用のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準にて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 5,867百万円

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,485百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 5,151百万円

長期金銭債権 59百万円

短期金銭債務 3,633百万円

長期金銭債務 168百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 24,562百万円

仕入高 12,759百万円

その他の営業取引高 3,405百万円

営業取引以外の取引高 12,149百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 40,391,071株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な発生原因は、減価償却費超過額、退職給付引当金の否認額、未納事業税等であります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が92百万円増加し、法人税等調整額が125百万円、その他有価証券評価差額金が33百万円それぞれ減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
子会社	(株)ビスティ	遊技機の製造販売	所有 直接 100%	遊技機・部品 等の販売	遊技機・部品 等の販売 (注1)	24,461	売掛金	2,360
	(株)三共エクセル	合成樹脂製品、 電子部品の製造販売	所有 直接 100%	当社製品に 関する一部材料 の納入	材料等の仕入 (注2)	11,269	買掛金	2,478

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 遊技機・部品等の販売価格については、製品の市場販売価格等を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(注2) 材料等の仕入価格については、他の仕入先との取引価格を勘案してその都度交渉の上、決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
役員及び その近親 が議決権 の半数を 所有する 会社（当 社会子 を含む）	(株) マー フコー ポレー ション (注1)	東京都 港区	90	有価証券の 保有及び 運用業務	(被所有) 直接1.81%	事務所の賃借 役員の兼任 2名	賃借料の 支払 (注2)	761	前払費用 敷金保証金	66 722
	(株) 吉井 カンク ー クラブ (注3)	群馬県 高崎市	1	ゴルフ場 の運営	—	株主優待券 の使用提携 役員の兼任 1名	株主優待 券の使用 に係る 負担 (注4)	181	未払金	12

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社取締役会長毒島秀行が議決権の100%を直接所有しております。
- (注2) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢等に基づいて、賃借料金額を決定しております。
- (注3) 当社取締役会長毒島秀行が議決権の100%を間接所有しております。
- (注4) 株主優待券の使用に係る負担については、当社の株主優待制度の取り決めに基づき決定しております。
- (注5) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,177.76円
1株当たり当期純利益	269.37円

(注) 当社は、役員向け株式給付信託を導入しており、これに伴い役員向け株式給付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

なお、当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,320,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,327,397株であります。

11. 追加情報

連結注記表「11. 追加情報(1)役員向け株式給付信託」に記載した内容と同一であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を目的とした自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	30,000,000株（上限）
③ 株式の取得価額の総額	60,000百万円（上限）
④ 取得期間	2025年5月13日～2026年3月31日
⑤ 取得方法	東京証券取引所における市場買付け